

令和4年第6回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和4年6月2日（木）	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後3時00分～3時48分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	佐 藤 洋 平 主 任
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第20号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第21号】 農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第22号】 農用地利用集積計画案（令和4年第6号）の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第23号】 農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について 5. 閉 会	

審議内容 局長	只今から、令和4年第6回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>村内の田植えもほぼ終盤にかかっている事と思います。好天にも恵まれて苗も順調に育っているようです。コロナウイルスも県内ではかなり落ち着いてきているようで、昨日は60人くらいまで下がっていたと思います。本日は総会終了後に4月にできなかった歓送迎会を兼ねて苗振りを行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>5月27日役場に於いて、大潟村ポルダー結婚支援センター協議会総会に出席しております。今年度も引き続き協議会の会長を引き受けることとなりました。</p> <p>5月30・31日東京に於いて、秋田県選出国會議員要請集会に参加しております。参議院議員会館で行いまして、全員の議員さんが出席しております。やはりいちばんは5年以上水張りのない農地への補助金支払い関連の事が、多くの会長より強い意見がでました。今後さらに上の方々にお願いしていく事になるわけですが、財務省も関係しているのでかなり大変になるのではないかと思います。</p> <p>その後、全国農業委員会会長大会が渋谷公会堂で3年ぶりに開催されました。二田会長が昨年会長を退きまして、大会の中でお礼を述べておりました。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 4番 猪 股 誠 委員 5番 橋 本 考 由 委員</p>
会長	<p>議案第20号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>

局 長	<p>議案第20号は経営移譲の為の設定です。 (議案第20号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
委員各位	<p>なし。</p>
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第20号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	<p>全員・挙手</p>
会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p>
会 長	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局 長	<p>議案第21号は法人へ移行の為の設定です。 (議案第21号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
委員各位	<p>なし。</p>
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第21号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	<p>全員・挙手</p>

会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p>
会 長	<p>議案第22号「農用地利用集積計画案(令和4年第6号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局 長	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
佐藤主任	<p>整理番号4-99農地中間管理事業により、田2筆9,898㎡、対価10a 16,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-100農地中間管理事業により、田4筆19,861㎡、対価10a 16,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-101農地中間管理事業により、田2筆9,898㎡、対価10a 16,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-102農地中間管理事業により、田4筆19,861㎡、対価10a 16,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-103経営移譲により、田2筆9,983㎡、対価無償、期間10年間の使用貸借権再設定。</p> <p>整理番号4-104離農により、田2筆10,033㎡、対価総額6,019,800円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-105離農により、田3筆10,954㎡、対価総額6,000,000円の所有権移転。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
高橋委員	<p>整理番号4-104・105は時期的に作付けしていると思われるのですが、どちらが耕作されているのですか。</p>

佐藤主任	整理番号4-105につきましては、双方で賃貸借契約をしておりましたが、今回売買となりました。整理番号4-104についてはすでに譲受人が耕作しておるようですが、申請時には紛争のないよう確約書を提出いただいております。
会長	他にご意見ございませんか。
北條委員	農地中間管理事業による賃貸料金はどのように定めるのですか。また、農地中間管理事業で賃貸借を行うメリットはなんですか。
佐藤主任	賃貸料金は農業委員会で公表している平均賃貸料を参考として進めております。メリットは農地の貸付面積や期間・理由によって違います。
	休憩 3:15 再開 3:18
局長	整理番号4-99の貸人の方は農業者年金を受給しておりますので、直接60歳以上の方に農地を貸し付けた場合年金額が減少してしまいます。が農地中間管理機構に貸し付けることによって年金額が維持されることとなります。
会長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第22号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	議案第23号「農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について議案書に基づいて説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
土井職務代理	別紙様式2のⅦ地域農業者等からの主な要望・意見についてですが、農地利用最適化等に関する事と農地法等によりその権限に属された事の2点に絞られるのですか。
局 長	全国的に公表が義務付けられていて、公表すべき事項が求められているのはこの2点です。
会 長	他にご意見ございませんか。
小 林 委 員	違反転用についてですが、許可が必要だとされる農舎は前に建てた農舎と思いますが、今後これについても許可をもらっていくのですか。
局 長	違反転用については違反ということなので、県は是正していく方向ではありますが、実態としては今ある農舎を増改築する事案が発生した時に併せて申請していただいております。今ある農舎については特段求めてはおりません。
	休 憩 3:40 再 開 3:47
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第23号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。